

# 東日本大震災で被災された 後期高齢者医療制度加入者の皆様に大切なお知らせです

## 3月11日から6月末まで 医療機関等にかかるとき

### 保険証について

- 保険証がなくても、医療機関等で、  
○住所 ○氏名 ○生年月日等をお伝えいただければ受診することができます。

### 窓口負担について

- 3月11日に特定被災区域(県内は全市町村)に住所を有していた方で震災により
    - 住家の全半壊、全半焼
    - 主たる生計維持者が
      - ・死亡、重篤な傷病を負った ・行方不明
      - ・業務の廃止又は休止・失職により現在収入がないなどに該当する方は、医療機関等の窓口でお伝えいただければ、自己負担分(窓口負担分)を支払う必要はありません。
- ※後日「該当・非該当」の確認をする場合があります。

7月1日から  
変わります。

## 7月1日以後、医療機関等にかかるとき

### 保険証について

医療機関の窓口で保険証の提示が必要になります。

### 窓口負担について

- 1 窓口負担分の免除期間が来年の2月末までに延長されました。
- 2 窓口負担分の免除には「免除証明書」が必要になります。
- 3 免除の対象となる方が既に窓口負担分を支払っている場合は支払った分が還付されます。

- 保険証をなくされた方は、保険証の再発行を受けてください。(再発行の手続きは住所地の市区町村で行います)

- 住所地以外の場所に避難されている場合は、連絡の書類等が届くように送付先を市区町村の窓口で登録していただきますようお願いいたします。

- 入院時食事療養費、入院時生活療養費等の免除期間については、現在のところ平成23年8月31日まで予定されています。

- 免除証明書の発行・窓口負担分の還付の手続きは住所地の市区町村で行います。申請に必要な書類等は申請の理由によって異なりますので、事前に住所地の市区町村にお問い合わせください。

- 還付手続きには医療機関等に支払った領収書の原本(金額がわかるもの)が必要です。

『女川町』及び『南三陸町』の加入者の方々は当分の間、「免除証明書」は必要ありません。また、「保険証」については、再発行を受けていない場合でも左記のとおり、これまでと同じように受診できます。

詳しくは **住所地の市区町村の** **後期高齢者医療担当課までお問い合わせください**